

保護者の皆様へ

家庭での健康観察・登校可否の判断基準について

令和4年7月22日以降、「**沖縄県医療非常事態宣言**」による対策が継続されています。
 県教育委員会の基準に準じ、以下のようにご家庭での検温と健康観察のご協力をお願いします。



〈重要！〉引き続き毎日、朝晩の検温と健康観察を行って下さい！

1. 以下の場合には出席停止となります。

(1) **本人の感染が判明した場合** → 保健所からの連絡をお待ちください。

(2) **濃厚接触者等に特定された場合** → 下記 **2. オミクロン株流行下の対応** 参照

(3) **発熱等の風邪症状がある場合**

- ① 発熱等の風邪症状で学校を休む場合や早退する場合は、かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。
 - ② 受診の際は、「再登校の基準（いつから登校していいか）」を医師に確認し、その指示に従って下さい。
 - ③ 受診しなかった場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過後、登校して下さい。
- ※ 症状が続く場合は、以下へ相談してください。

沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター TEL 098-866-2129（土・日・祝日含め24時間対応）

※ 陰性証明書、治癒証明書、登校許可証は全て不要です。保護者による報告をお願いします。

(4) **同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がある場合**

(5) **ワクチン接種後に発熱等の症状がある場合**

2. オミクロン株流行下の対応

(1) **同居家族に感染者が発生した場合**

※ 原則として、同居家族は保健所から**濃厚接触者**として特定されます。

- ① 感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日から**5日間**は出席停止。
- ② 最終接触から**2・3日目**の抗原検査が陰性であれば、**3日目**から登校可能。

※ その他接触者に特定された場合

{	無症状	→ 接触者 PCR 検査の結果判明後、登校可能。
	有症状	→ 登校せず、医療機関を受診、検査を受ける。

(2) **同居家族以外の感染者と接触した場合** … 同一学級、部活、塾、学校外の友人など

① **無症状**

→ 感染リスクが高くない場合 → **登校可能**

ただし、集団内で感染者が複数いれば **一定期間の学級閉鎖、出席停止**

→ 感染リスクが高い場合(マスクなしで飲食・会話等)は **一定期間の出席停止**

**接触者 PCR 検査受検
(自宅待機中)**

② **有症状** → 登校を控え、医療機関を受診、検査（軽症の場合は抗原キット検査※家庭での使用）

